

令和 7 年 7 月 18 日

経済産業省 GX グループ  
資源循環経済課長 田中 将吾

環境省近畿地方環境事務所  
所長 伊藤 賢利



特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（厳重注意）

貴社により関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 の規定に基づきマレーシア向けに令和 7 年 4 月 1 日に輸出申告された貨物を調べたところ、鉛灰であることが判明した。

当該貨物の確認及びヒアリング調査等を実施したところ、当該貨物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるだけでなく、国際的にもバーゼル条約違反として我が国の貿易管理に対する信頼を損ねる行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する。

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和 7 年 8 月 1 日までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 当該貨物を国内において処分する場合は、環境上適正に処分し、処分完了した旨を速やかに経済産業省及び環境省に報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の

把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続を経ることなく輸出することのないようにすること。